

納めた税金が戻ってくるのが「住宅ローン控除」！！

適用 消費税	居住年	ローン 残高の上限	控除期間	控除率	最大控除額
8%または 10%	2014年4月～ 2019年6月	4000万円 (5000万円)	10年間	1.00%	400万円 (500万円)

住宅ローン残高1%が10年間戻ってきます。

住宅ローン控除とは、金融機関などで返済期間10年以上の住宅ローンを組んで住宅を取得（新築・増改築）した場合、一定の基準を満たす人が受けられる制度です。居住から10年間にわたり各年末のローン残高の1%が所得税から控除されます。

控除額は「住宅ローン控除額」＝住宅ローン年末残高×控除率（1%）で割りだせます。

控除の受け方は、会社員であれば、税務署で確定申告が必要になります。確定申告が必要なのは1年目だけになります。（2年目からは年末調整で還付されます。）